

過年度の検査報告において意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

省庁・団体名	＜件 名＞	ページ
内閣府（警察庁）		
	犯罪被害者等給付金の支給に伴い国が取得する損害賠償請求権の債権管理について（警察庁長官宛て） （令和5年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項）	 371
内閣府（こども家庭庁）		
	障害児通所支援事業所における児童指導員等加配加算の算定について（厚生労働大臣宛て） （令和3年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項）	 372
外務省		
	政府開発援助の実施状況について（外務大臣及び独立行政法人国際協力機構理事長宛て） （令和5年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項）	 373
財務省		
	戸田公園内に所在する普通財産の管理等について（関東財務局長宛て） （令和5年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項）	 375
文部科学省		
	公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業の実施について（文部科学大臣宛て） （令和4年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項・36条 意見表示及び処置要求事項）	 376
	義務教育費国庫負担金の算定基礎定数のうち加配定数に相当する教職員として短時間教職員を配置した場合における常勤の教職員の数への換算について（文部科学大臣宛て） （令和5年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項）	 377
	G I G Aスクール構想の一環として公立学校情報機器購入事業等により高校に整備された学習者用コンピュータの貸与状況等について（文部科学大臣宛て） （令和5年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項）	 378

省庁・団体名	＜件 名＞	ページ
厚生労働省		
	雇用保険の人材開発支援助成金の支給について(厚生労働大臣宛て) ……	379
	(令和5年度決算検査報告掲記：34条・36条 処置要求事項)	
	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度 における緊急小口資金等の特例貸付に係るフォローアップ支援の体 制整備等の状況について(厚生労働大臣宛て) ……	380
	(令和5年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)	
	労働保険の保険料の申告書等の郵送に必要となる業務の見直しにつ いて(厚生労働大臣宛て) ……	381
	(令和5年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)	
農林水産省		
	非常用発電設備が設置された農業水利施設の浸水対策等について (農林水産大臣宛て) ……	382
	(令和4年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)	
	新市場開拓に向けた水田リノベーション事業等の実施について(農 林水産大臣宛て) ……	383
	(令和5年度決算検査報告掲記：36条 意見表示及び処置要求事項)	
	独立行政法人農林漁業信用基金が行う農業信用基金協会に対する貸 付金の規模について(農林水産大臣宛て) ……	384
	(令和5年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)	
	鳥獣被害防止総合支援対策における軽減目標の達成状況の把握及び 改善計画の作成等について(農林水産大臣宛て) ……	385
	(令和5年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)	
	水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業における漁業所得の算出に ついて(水産庁長官宛て) ……	386
	(令和5年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)	

省庁・団体名	＜件 名＞	ページ
--------	-------	-----

経済産業省

サービス等生産性向上 I T 導入支援事業の実施状況について(中小企業庁長官及び独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長宛て) …… (393ページ参照)
(令和5年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項・36条 意見表示及び処置要求事項)

国土交通省

I C T (情報通信技術) 活用工事の積算について(国土交通大臣宛て) …… 387
(令和5年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

緊急輸送道路にある橋りょうの耐震補強の効率的な実施等について(国土交通大臣宛て) …… 388
(令和5年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

公営住宅における高額所得者等に対する明渡しの促進等の措置の実施について(国土交通大臣宛て) …… 390
(令和5年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

公営住宅の除却事業における無断増築物の取扱いについて(国土交通大臣宛て) …… 391
(令和5年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

復興庁、文部科学省、農林水産省、国土交通省

福島再生加速化交付金により設置造成等が行われた基金の規模について(内閣総理大臣、文部科学大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣宛て) …… 392
(令和5年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

独立行政法人国際協力機構

政府開発援助の実施状況について(外務大臣及び独立行政法人国際協力機構理事長宛て) …… (373ページ参照)
(令和5年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

省庁・団体名	＜件 名＞	ページ
--------	-------	-----

独立行政法人中小企業基盤整備機構

サービス等生産性向上 I T 導入支援事業の実施状況について(中小企業庁長官及び独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長宛て) (令和5年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項・36条 意見表示及び処置要求事項)		393
---	-------	-----

独立行政法人住宅金融支援機構

住宅融資保険勘定における政府出資金の規模について(独立行政法人住宅金融支援機構理事長宛て) (令和5年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)		396
---	-------	-----

2 検査の結果

- (4) 過年度の検査報告において意見を表示し
又は処置を要求した事項の結果
(目次は17ページ)

犯罪被害者等給付金の支給に伴い国が取得する損害賠償請求権の債権管理について

（令和5年度決算検査報告52ページ参照）

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

警察庁は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「犯給法」という。）に基づき、犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族又は重傷病を負い若しくは障害が残った者に対して犯罪被害者等給付金（以下「給付金」という。）を支給している。犯給法によれば、給付金の支給を受けようとする者から申請があった場合、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、給付金を支給し又は支給しない旨の裁定を行うために、犯罪捜査の権限のある機関等に照会して必要な事項の報告を求めることなど（以下「裁定のための調査等」という。）ができることとされている。また、申請に関する事務の処理等を行う都道府県警察本部は、裁定のための調査等として、申請事案についてその事実関係、加害者の資力等を調査して、収集した資料（以下「裁定のための収集資料」という。）に基づき整理検討した調書（以下「裁定に係る調書」という。）を作成し、給付金の支給額を定めるなどして作成した裁定案を裁定に係る調書等とともに公安委員会に提出することとなっている。そして、公安委員会において裁定が行われた後、都道府県警察本部は、同庁に対して、裁定に係る調書等（裁定のための収集資料を除く。）を送付することとなっている。また、犯給法によれば、国は、給付金を支給したときは、その額の限度において、当該給付金の支給を受けた者が加害者に対して有する犯罪被害の損害賠償請求権を取得することとされている（以下、国が取得する損害賠償請求権を「求償権」という。）。そして、国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号）等によれば、歳入徴収官等は、その所掌に属すべき債権が発生したときなどは、遅滞なく、債権金額等を調査し、確認の上、債権管理簿に記載するなどしなければならず、その履行を請求するために、債務者に対して納入の告知をしなければならないこととされており、国が行う納入の告知は時効の更新の効力を有することとされている。

しかし、同庁において、求償権に係る債権金額等を債権管理簿に記載していないなどの事態、時効の更新の効力を有する納入の告知等を行っていないことにより加害者が時効を援用できる状態になっている事態及び裁定のための調査等の結果を債権金額等の調査確認に十分活用していない事態が見受けられた。

したがって、警察庁長官に対して令和6年10月に、次のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

ア 給付金を支給して、国に帰属した求償権に係る債権金額等を債権管理簿に適切に記載すること（会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求したもの）

イ 求償権に係る債権の帰属を歳入徴収官等に通知する者を定めた上で速やかに債権の帰属を歳入徴収官等に通知して、裁定に係る調書における加害者の資力に関する事項を十分活用して債権金額等の調査確認を行った上で加害者に対する納入の告知を行い、無資力等の状態である加害者については債権の履行期限を延長する特約又は処分（以下「履行延期の特約等」という。）をするなど適時適切な債権管理を行うための事務処理体制を整備すること（同法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの）

ウ 求償権に係る債権管理に十分活用するために、裁定のための収集資料における加害者の資力に関する事項について、裁定に係る調書に適切に記載するよう都道府県警察に周知すること（同法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの）

2 当局が講じた処置

本院は、警察庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、警察庁は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 平成30年度から令和4年度までの間に給付金を支給したことにより国に帰属した求償権に係る債権金額等を7年2月までに債権管理簿に適切に記載するなどした。

イ 7年6月に債権管理マニュアルを策定して、求償権に係る債権の帰属を歳入徴収官等に通知する者を官署支出官と定め、債権の帰属が速やかに歳入徴収官等へ通知されるようにして、裁定に係る調書における加害者の資力に関する事項を十分活用して債権金額等の調査確認を行った上で加害者に対する納入の告知を行い、無資力等の状態である加害者については履行延期の特約等をするなど適時適切な債権管理を行うための事務処理体制を整備した。

ウ 6年12月までに、給付金に係る事務処理要領等を改正し、裁定のための調査等における調査事項を追加するなどするとともに、都道府県警察の担当者等を対象とした会議を開催して、求償権に係る債権管理に十分活用するために、裁定のための収集資料における加害者の資力に関する事項について、裁定に係る調書に適切に記載するよう都道府県警察に周知した。

内閣府（こども家庭庁）

障害児通所支援事業所における児童指導員等加配加算の算定について

（令和3年度決算検査報告173ページ参照）

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

厚生労働省（令和5年4月1日以降はこども家庭庁）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）等に基づき、障害児通所支援に要した費用について、市町村（特別区を含む。）が支弁した障害児通所給付費の2分の1を負担している。そして、障害児通所給付費の算定に当たっては、常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行うなど支援の強化を図るために、事業所に配置すべき従業員の員数に加えて、児童指導員等を一人以上配置している場合等に、児童指導員等加配加算を算定することとなっており、児童発達支援管理責任者（以下「管理責任者」という。）を配置していない期間は当該加算を算定できないこととなっている（以下、これを「児童指導員等加配加算の要件」という。）。

しかし、9都県及び13市区の96指定障害児通所支援事業者等（以下、指定障害児通所支援事業者等を「事業者」という。）の119事業所において、管理責任者が配置されていない期間であるにもかかわらず、児童指導員等加配加算を算定していたため、障害児通所給付費の支払において児童指導員等加配加算の額が過大となっている事態が見受けられた。そして、厚生労働省は、児童指導員等加配加算の要件について誤解しているなどの都県等及び事業者があるということを十分に把握していなかったため、管理責任者が児童指導員等加配加算の算定に必要な従業員であることについて「障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A」（以下「Q&A」という。）等に記載していなかったり、児童指導員等加配加算の算定に必要な児童指導員等の人数を満たしているかを確認できる届出（以下「加算届」という。）の様式に管理責任者の配置についての記載欄を設けていなかったりして児童指導員等加配加算の要件について十分に周知していないなどしていた。

したがって、厚生労働大臣に対して4年10月に、次のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

ア 児童指導員等加配加算の額が過大に算定されていた96事業者の119事業所の障害児通所給付費について、返還手続が未済の事業所に対して、9都県及び13市区を通じるなどして、適正な額の算定を行わせた上で、過大に算定されていた障害児通所給付費の返還手続を行わせること（会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求したもの）

イ 都道府県、政令指定都市、中核市又は児童相談所を設置する市等（以下「都道府県等」という。）に対して、Q&A等に記載するなどの方法により児童指導員等加配加算の要件について周知徹底するとともに、管理責任者の配置についての記載欄を設けた加算届の様式を示すなどした上で、児童指導員等加配加算の算定に必要な従業員を確認する際に事業所における管理責任

者の配置状況を確認するよう周知すること（同法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの）

ウ 事業者に対して、都道府県等を通じるなどして、イと同様に、児童指導員等加配加算の要件について周知徹底するとともに、児童指導員等加配加算の算定に必要な従業者を確認する際に事業所における管理責任者の配置状況を確認するよう周知すること（同法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの）

2 当局が講じた処置

本院は、「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」（令和4年法律第76号）に基づき厚生労働省が実施していた障害児通所支援に係る事務が5年4月に移管されたこども家庭庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省（5年4月1日以降はこども家庭庁）は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 児童指導員等加配加算の額が過大に算定されていた96事業者の119事業所の障害児通所給付費について、7年6月までに、9都県及び13市区を通じるなどして、適正な額の算定を行わせた上で、過大に算定されていた障害児通所給付費の返還手続を行わせた。

イ 5年3月に都道府県等に対して、事務連絡を発し、Q&Aに記載するなどの方法により児童指導員等加配加算の要件について周知徹底するとともに、管理責任者の配置についての記載欄を設けた加算届の様式を示した上で、児童指導員等加配加算の算定に必要な従業者を確認する際に事業所における管理責任者の配置状況を確認するよう周知した。

ウ イの事務連絡により、事業者に対して、都道府県等を通じて、イと同様に、児童指導員等加配加算の要件について周知徹底するとともに、児童指導員等加配加算の算定に必要な従業者を確認する際に事業所における管理責任者の配置状況を確認するよう周知した。

外務省、独立行政法人国際協力機構

政府開発援助の実施状況について

（令和5年度決算検査報告75、483ページ参照）

1 本院が表示した意見

外務省及び独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）は、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の下、平和で安定し、繁栄した国際社会の形成に一層積極的に貢献することなどを目的として、開発途上地域の政府等に対して政府開発援助を実施している。

しかし、有償の資金供与による協力によるメコン地域通信基幹ネットワーク整備事業（カンボジア王国）において、整備した光ケーブル等を利用した固定電話サービスの利用率が低調となっており、無償の資金供与による協力（以下「無償資金協力」という。）による西部地域小水力発電所改善計画（ネパール）において、改修した小水力発電所2か所（以下「両発電所」という。）の運転実績が目標値に達しておらず基幹送配電網への同期等も行われていないこと、草の根・人間の安全保障無償資金協力（以下「草の根無償」という。）によるキゴマ州キゴマ県ミャタゾ・ニャルバンダ中学校女子寮建設計画及びタンガ州ハンデニ県ミシマ中学校学生寮建設計画（タンザニア連合共和国）において、女子寮等が完成していないこと、草の根無償によるンクワンクワヌア地区保健センター建設計画（ガーナ共和国）において、保健センターが完成していないことなどにより、事業の目的が十分に達成されていない状況となっていて援助の効果が十分に発現していない事態、及び草の根無償によるザブハン県バヤンハイルハン郡病院改修計画等39事業（モンゴル国）において、贈与額の一部が事業完了後も長期間滞留していた事態が見受けられた。

したがって、外務大臣及び独立行政法人国際協力機構理事長に対して令和6年10月に、会計検査院法第36条の規定により、次のとおり意見を表示した。

ア カンボジア王国のメコン地域通信基幹ネットワーク整備事業については、機構において、事業実施機関に対して、同国内における通信需要の変化等を踏まえて、低調となっている光ケーブル等の活用を検討するよう働きかけるとともに、当該事業における事態を踏まえて、今後、技術の進展等の早い分野で事業の遅延等が生ずる場合、事業実施期間中において当該事業が置かれている状況を確認して、事業実施上の条件の見直しなどの対応を検討すること

イ ネパールの西部地域小水力発電所改善計画については、機構において、事業実施機関に対して、両発電所を有効に活用できるよう基幹送配電系統への同期工事を着実に行うよう働きかけるとともに、当該計画における事態を踏まえて、今後、無償資金協力で基幹送配電系統に接続されていない地域における小水力発電所の改修等を実施するに当たり、基幹送配電系統の拡大の状況を把握した場合、必要な対応を迅速に執ることができるよう、事業実施前や事業実施期間中のみならず、事業期間終了後に問題が確認された場合においても事業に影響を与える周辺事情の変化等の把握に努めること

ウ タンザニア連合共和国のキゴマ州キゴマ県ミャタゾ・ニャルバンダ中学校女子寮建設計画及びタンガ州ハンデニ県ミシマ中学校学生寮建設計画については、外務省において、両事業が進捗するよう事業実施機関等のみならず中央政府機関に対しても草の根無償の重要性の理解を求めることや状況改善に向けた協力を要請することなどを含め引き続き働きかけを行うこと、当該計画における事態を踏まえて、今後、草の根無償を実施するに当たり、学生寮の建設において両事業のような長期間進捗が見られない場合、在外公館に対して事業進捗に向けた取組等をより一層行うよう指導すること

エ ガーナ共和国のシクワンクワヌア地区保健センター建設計画については、外務省において、事業実施機関等に対して、速やかに工事を再開するなどして施設を完成させるよう働きかけるなどすること、当該計画における事態を踏まえて、今後、草の根無償を実施するに当たり、保健センター等の建設工事を実施する際に、贈与資金の範囲内では工事が完了できない状況を認識した場合、事業実施機関等に対して資金計画等を速やかに見直させるなどの働きかけを行うこと

オ モンゴル国のザブハン県バヤンハイルハン郡病院改修計画等39事業については、外務省において、当該計画における事態を踏まえて、今後、草の根無償を実施するに当たり、供与済み未使用資金の返納手続の作業期限の目安をガイドライン等に定めて在外公館に周知徹底するとともに、草の根無償の各事業における供与済み未使用資金の返納手続の進捗状況等を適切に確認できるような体制を整備すること

2 当局の処置状況

本院は、外務本省及び機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、外務省及び機構は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア カンボジア王国のメコン地域通信基幹ネットワーク整備事業については、機構において、事業実施機関等に対して、低調となっている光ケーブル等の活用を検討するよう働きかけを行った。その結果、7年2月に当該光ケーブルの伝送容量の向上のための費用が組み込まれた事業実施機関の予算計画がカンボジア王国政府の監督官庁に承認された。また、機構は、同年4月に関係部署に対して通知を発して、今後、技術の進展等の早い分野で事業の遅延等が生ずる場合、事業実施期間中において当該事業が置かれている状況を確認して、事業実施上の条件の見直しなどの対応を検討することとした。

イ ネパールの西部地域小水力発電所改善計画については、機構において、事業実施機関等に対して、両発電所を有効に活用できるよう基幹送配電系統への同期工事を着実に行うよう働きかけを行った。その結果、7年9月に、基幹送配電系統への同期工事が完了した。また、機構は、同年4月に関係部署に対して通知を発して、今後、無償資金協力で基幹送配電系統に接続されていない地域における小水力発電所の改修等を実施するに当たり、基幹送配電系統の拡大の状況を把握した場合、必要な対応を迅速に執ることができるよう、事業実施前や事業実施期間中のみならず、事

業期間終了後に問題が確認された場合においても事業に影響を与える周辺事情の変化等の把握に努めることとした。

ウ タンザニア連合共和国のキゴマ州キゴマ県ミャタゾ・ニャルバンダ中学校女子寮建設計画及びタンガ州ハンデニ県ミシマ中学校学生寮建設計画については、外務省において、事業実施機関、中央政府機関等に対して、両事業が進捗するよう草の根無償の重要性の理解を求めることや状況改善に向けた協力を要請することなどを含め引き続き働きかけを行った。その結果、7年6月に3校のうちミャタゾ中学校の女子寮が完成した。また、外務省は、同月に在外公館に対して通知を発して、今後、草の根無償を実施するに当たり、学生寮の建設において両事業のような長期間進捗が見られない場合、事業進捗に向けた取組等をより一層行うよう指導した。

エ ガーナ共和国のシクワンクワヌア地区保健センター建設計画については、外務省において、事業実施機関等に対して、速やかに工事を再開するなどして施設を完成させるよう働きかけを行った。その結果、保健センター施設の完成に向けた工事は、7年8月までに再開されていた。また、外務省は、同年6月に在外公館に対して通知を発して、今後、草の根無償を実施するに当たり、保健センター等の建設工事を実施する際に、贈与資金の範囲内では工事が完了できない状況を認識した場合、事業実施機関等に対して資金計画等を速やかに見直させるなどの働きかけを行うこととした。

オ モンゴル国のザブハン県バヤンハイルハン郡病院改修計画等39事業については、外務省において、6年度末に、草の根無償の各事業における供与済み未使用資金の返納手続の進捗状況等を毎年度、在外公館から外務本省へ報告させ、確認できる体制を整備するとともに、7年7月に「草の根・人間の安全保障無償資金協力ガイドライン」を改訂し、供与済み未使用資金の返納手続の作業期限の目安を事業完了から6か月以内と定めて、同月に在外公館に対して通知を発して周知徹底した。

一方、外務省は、ウの3校のうち進捗していないニャルバンダ中学校の女子寮建設及びミシマ中学校の学生寮建設について、事業実施機関、中央政府機関等に対して、事業が進捗するよう引き続き働きかけを行うこととしている。

財務省

戸田公園内に所在する普通財産の管理等について

(令和5年度決算検査報告102ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置

国有財産法（昭和23年法律第73号。以下「国財法」という。）によれば、各省各庁の長は、その所管に属する国有財産について、良好な状態での維持及び保存、目的等に応じた効率的な運用その他の適正な方法による管理及び処分を行わなければならないとされており、普通財産について、当該財産の有効な利用を図るために特に必要があると認める場合には、その適当と認める者に管理を委託すること（以下「管理委託」という。）ができるとされている。関東財務局は、昭和40年及び41年に普通財産として引き継がれた埼玉県営の戸田公園内に所在する土地6件計22,360.52㎡（以下「本件国有地」という。）等について、41年7月に、「貸付契約締結までの間」として、管理委託を依頼する文書を埼玉県に発出し、「民法上の準委任契約」である管理委託を開始していた。そして、同財務局は、本件国有地等に営利行為であるモータースポーツ競走の開催区域に含まれる国有地等があることから、同年10月に当該国有地等部分については有償での貸付契約に移行する方針を決定していた。

しかし、同財務局は、本件国有地等について、国財法等に基づかない「民法上の準委任契約」による管理委託を長期間継続して、処分等を行わないまま実質的に本件国有地等は無償で使用させ、その間、本件国有地において、撤去が容易でない大型設備等の設置や第三者による所有権保存登記

が行われていたのに、これらに対して国有地を良好な状態で維持、管理等するために必要な措置を執っていないままとなっているなど適切な管理及び処分が行われていない事態が見受けられた。

したがって、関東財務局において、本件国有地等について、埼玉県等の関係者と調整を行った上で速やかに貸付契約に移行することなどにより、国財法等に基づく適切な管理又は処分を行うよう、関東財務局長に対して令和6年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求した。

2 当局の処置状況

本院は、関東財務局において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、関東財務局は、本院指摘の趣旨に沿い、本件国有地等について貸付契約に移行することなどに向けて埼玉県等と協議を行い、6年10月に同県と取り交わした確認書に基づき、本件国有地等の貸付契約への移行等に必要な測量等の手続を行った上で、7年5月に同県に対して普通財産貸付申請書等の提出を要請するなどしていた。そして、同財務局は、本件国有地等について、上記普通財産貸付申請書等の提出を受けた上で、貸付契約に移行することなどに向けて引き続き埼玉県等の関係者と調整を行うこととしている。

文部科学省

公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業の実施について

(令和4年度決算検査報告122ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置並びに要求した改善の処置及び表示した意見

文部科学省は、令和元年度から3年度まで、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき、都道府県、市町村等（以下「事業主体」という。）に対して公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付している。交付要綱によれば、補助金の補助対象経費は、事業主体が公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、校内LANの新設・更新の事業に必要な経費等とされている。また、同省は、2年に、補助事業についての基本的な考え方等を記載した各種資料（以下「説明資料」という。）を作成し、事業主体に対して通知等により計7回にわたり提供して、補助事業実施年度の翌年度以降の期間分のライセンス費用のほか、保守費用、代替機費用、校外施設費用等は補助の対象とならない経費（以下「補助対象外経費」という。）であることを周知している。

しかし、18事業主体において補助対象外経費を補助対象経費に含めていて補助金が過大に交付されている事態、また、説明資料ごとに補助対象外経費として挙げている内容が区々となっているなどしており、個々の説明資料では補助対象外経費について十分な理解が得られるものとなっていない事態が見受けられた。

したがって、文部科学大臣に対して5年10月に、次のとおり是正の処置を要求し並びに改善の処置を要求し及び意見を表示した。

ア 前記の18事業主体に対して、過大に交付されていた補助金を速やかに返還するよう求めること（会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求したもの）

イ 補助金の交付を受けた事業主体に対して、補助対象外経費を網羅した資料等を示した上で、改めて実績報告書の内容を確認するよう求めること。そして、当該確認の結果、補助金が過大に交付されていたと認められる場合には、速やかに当該補助金の返還を求めること（同法第36条の規定により改善の処置を要求したもの）

ウ 今後、校内LANの更新等を対象とする同様の事業を実施する際に、前記の18事業主体と同様の事態が生じないよう、補助対象経費について、今回誤りの多かった点を記載した資料を公表するなど十分な理解を得るための方策を検討すること（同法第36条の規定により意見を表示したものの）

2 当局が講じた処置

本院は、文部科学本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、文部科学省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 5年11月に通知を発出し、前記の18事業主体に対して、過大に交付されていた補助金を返還するよう求めた。

イ 6年5月に事務連絡を発出し、補助金の交付を受けた事業主体に対して、補助対象外経費を網羅したQ & A等を一覧で示した上で、改めて実績報告書の内容を確認してその結果を報告するよう求めた。そして、確認の結果、補助金が過大に交付されていたと認められた事業主体に対して、7年3月に当該補助金の返還を求めた。

ウ 今後、補助事業と同様の校内のネットワーク環境を整備するための工事が含まれる学校施設環境改善交付金事業等を実施する際に、前記の18事業主体と同様の事態が生じないよう、補助対象経費について、十分な理解を得るための方策として、誤りの多かった点を記載した資料を上記の事務連絡と併せて送付するとともに、6年6月にホームページ上に公表するなどして周知を行った。

義務教育費国庫負担金の算定基礎定数のうち加配定数に相当する教職員として短時間教職員を配置した場合における常勤の教職員の数への換算について

(令和5年度決算検査報告131ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

義務教育費国庫負担金（以下「負担金」という。）は、義務教育費国庫負担法（昭和27年法律第303号）に基づき、国が都道府県又は政令指定都市（以下「都道府県等」という。）に対して交付するものであり、その額は、都道府県等の実支出額と政令に基づいて都道府県等ごとに算定した額（以下「算定総額」という。）とのいずれか低い額の3分の1となっている。算定総額の算定に用いる算定基礎定数は、都道府県等ごとに標準学級数^(注)等を基礎として算定した基礎定数に、都道府県等における教育上特別の配慮を必要とする事情等を考慮して文部科学大臣が定める数（以下「加配定数」という。）を加えることにより教職員の定数（以下「標準定数」という。）を算定して、更に休職者等の実数等を加えるなどして算定することとなっている。そして、都道府県等は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（昭和33年法律第116号。以下「標準法」という。）等に基づき、標準定数を再任用による短時間勤務教職員や非常勤講師等の常勤以外の教職員（以下「短時間教職員」という。）の数に換算して、常勤の教職員の数として決定された加配定数を活用して短時間教職員を配置できることとなっている。その場合、換算しようとする標準定数と、短時間教職員の一週間当たりの通常の勤務時間数による区分ごとに、当該勤務時間数に当該区分に係る短時間教職員の数を乗じて得た数の合計数を40で除するなどした数とが等しくなるように換算することとなっている（以下、常勤の教職員の数に換算した後の加配定数に相当する教職員の数を「加配相当教職員数」という。）。

しかし、3県及び2市において、加配定数に相当する教職員として短時間教職員を配置した場合に、標準法等の規定とは異なる方法で換算していたことにより加配相当教職員数を過大に算定している事態が見受けられた。

したがって、文部科学省において、都道府県等が加配相当教職員数の算定を適正かつ適切に行うことにより、加配定数が効率的に配分され、適正な算定基礎定数に基づき負担金の交付が適切に行われることとなるよう、加配定数に相当する教職員の配置実績を文部科学省が確認するための様式（以下「加配定数調」という。）等に具体的な換算方法を記載するなどして、短時間教職員を配置した場合の加配相当教職員数の算定方法を都道府県等に対して周知するよう、文部科学大臣に対して令和6年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

(注) 標準学級数 標準法に規定する学級編制の標準により算定した学級数

2 当局が講じた処置

本院は、文部科学本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、文部科学省は、本院指摘の趣旨に沿い、都道府県等が加配相当教職員数の算定を適正かつ適切に行うことにより、加配定数が効率的に配分され、適正な算定基礎定数に基づき負担金の交付が適切に行われることとなるよう、7年4月に、加配定数調について短時間教職員の数から加配相当教職員数への具体的な換算方法を図示して記載するなどの改訂を行い都道府県等に対する事務連絡によりこれを示すとともに、都道府県等の担当者会議を開催し加配定数調の改訂の趣旨等を説明して、短時間教職員を配置した場合の加配相当教職員数の算定方法を都道府県等に対して周知する処置を講じていた。

G I G Aスクール構想の一環として公立学校情報機器購入事業等により高校に整備された学習者用コンピュータの貸与状況等について

(令和5年度決算検査報告138ページ参照)

1 本院が表示した意見

文部科学省は、G I G Aスクール構想の一環として、公立学校情報機器整備費補助金交付要綱等に基づき、地方公共団体等に対して公立学校情報機器整備費補助金を交付している。同補助金の交付対象事業のうち、「公立学校情報機器購入事業」及び「公立学校情報機器リース事業」は、都道府県、市町村等（以下、これらを合わせて「事業主体」という。）が学習者用コンピュータ（以下「端末」という。）を整備するものである。そして、公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部（以下、これらを合わせて「高校」という。）を対象とするもの（以下「補助事業」という。）の補助対象経費は、高校生等奨学給付金を受給しているなどの世帯（以下「奨学給付金等受給世帯」という。）の生徒に貸与等するための端末の新規整備等に要する経費とされている。

しかし、補助事業により整備した端末（以下「補助端末」という。）について、事業主体において、奨学給付金等受給世帯等の生徒への貸与が低調となっていて、今後も貸与が見込まれないものも多数ある事態が見受けられた。

したがって、文部科学大臣に対して令和6年10月に、会計検査院法第36条の規定により次のとおり意見を表示した。

ア 奨学給付金等受給世帯等の生徒への貸与の妨げとならない範囲で補助端末の生徒への貸与を促進するために、貸与の対象等を見直すなどの方策について検討し、その結果を踏まえ、事業主体に対して、参考となる情報を提供すること

イ 高校の学校現場等において補助端末の有効活用を図るための用途や方法を検討し、その結果を踏まえ、事業主体に対して、生徒への貸与が見込まれない補助端末の適切な活用方法について情報を提供すること。また、これによっても活用することが困難な場合は、適宜同省と相談の上、その取扱いを検討するよう事業主体に周知すること

2 当局が講じた処置

本院は、文部科学本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、文部科学省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 奨学給付金等受給世帯等の生徒への貸与の妨げとならない範囲で補助端末の生徒への貸与を促進するために、貸与の対象等を見直すなどの方策について検討し、その結果を踏まえ、7年2月に事務連絡を発して、奨学給付金等受給世帯等以外の生徒でも貸与を希望する生徒には補助端末を貸与することが可能であることに加えて、生徒が学校に持参している私物の端末が故障した場合の代替機として利用するなどの貸与の促進の方策例を事業主体に周知した。

イ 高校の学校現場等において補助端末の有効活用を図るための用途や方法を検討し、その結果を

踏まえ、アの事務連絡により、生徒への貸与が見込まれない補助端末の適切な活用方法についての情報として、生徒への貸与以外の用途に活用することが可能であることに加えて、学校図書館において利用するなどの有効活用の方策例を事業主体に周知した。また、当該事務連絡等により、上記の方策によっても活用することが困難な場合には、必要に応じて同省に相談の上、その取扱いを検討するよう事業主体に周知した。

厚生労働省

雇用保険の人材開発支援助成金の支給について

(令和5年度決算検査報告226ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置及び改善の処置

厚生労働省は、雇用保険で行う事業である能力開発事業の一環として、雇用保険法（昭和49年法律第116号）等に基づき、労働者の職業能力開発に係る職業訓練又は教育訓練を実施した事業主に対して、これらの訓練に要した経費等を助成する人材開発支援助成金（以下「助成金」という。）を支給している。雇用関係助成金支給要領（以下「要領」という。）によれば、助成金の支給要件として、事業主が職業訓練又は教育訓練に要した経費（以下「訓練経費」という。）を全て負担していることが必須であるなどとされている。

しかし、助成金の支給に当たり、事業主が訓練実施機関から訓練経費の一部を負担するための入金を受けることにより、訓練経費の全てを負担していない事態、及び事業主が教育訓練に関連する役務の提供を実施して訓練実施機関又は訓練実施機関の関連団体等（以下、合わせて「訓練実施機関等」という。）から入金を受けることにより、実態として訓練経費の全てを負担していないと認められる事態、並びに都道府県労働局（以下「労働局」という。）における支給決定に係る審査及び支給決定後に実地等により行う調査（以下「実地調査」という。）の際に、訓練実施機関等から事業主に対する入金の有無の確認が行われていない事態が見受けられた。

したがって、厚生労働大臣に対して令和6年10月に、次のとおり是正及び改善の処置を要求した。

ア 訓練経費の全てを負担していなかった2事業主について、事実関係を確認するなどした上で、不適正と認められる助成金を返還させる措置を講ずること（会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求したもの）

イ 事業主と訓練実施機関等との間で教育訓練に関連する役務契約が締結され、訓練実施機関等から事業主に対する入金があった際の取扱いを明確にし、実態として事業主が訓練経費の全てを負担していない場合に適切に対処できるよう要領等を見直すとともに、見直し後の要領等や訓練経費の負担に係る具体的な考え方等を、労働局を通じるなどして事業主に対して周知すること（同法第36条の規定により改善の処置を要求したもの）

ウ 労働局における支給決定に係る審査及び実地調査において、助成金の不正受給・不適正支給防止の実効性を確保するため、訓練実施機関等から事業主に対する入金の有無等を適切に確認できるような審査方法及び調査方法を助成金の不正受給防止等に係るマニュアル等（以下「マニュアル等」という。）に新たに定めること（同法第36条の規定により改善の処置を要求したもの）

2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 訓練経費の全てを負担していなかった2事業主について事実関係を確認した結果、支給した助成金全額が不適正と認められたことから、7年3月までに、2事業主から同額を返還させた。

イ 6年11月に要領を改正して、教育訓練に係る広告宣伝業務（訓練成果等に関するレビューの提供等）の対価として訓練実施機関等から金銭を受け取るなどして、実態として事業主が訓練経費の全てを負担していない場合には、当該訓練の訓練経費は助成の対象とならないことを定

め、事業主と訓練実施機関等との間で教育訓練に関連する役務契約が締結され、訓練実施機関等から事業主に対する入金があった際の取扱いを明確にした。そして、上記要領改正の内容や訓練経費の負担に係る具体的な考え方等をまとめたリーフレットを作成して、ウェブサイトで公表するとともに、労働局から事業主に助成金関連の書類を郵送する際に同封することなどにより、事業主に対して周知した。

ウ 6年11月にマニュアル等を改正して、労働局における支給決定に係る審査及び実地調査において、助成金の不正受給・不適正支給防止の実効性を確保するために、訓練実施機関等から事業主に対する入金の有無等を適切に確認できるような審査方法及び調査方法として、具体的な調査の対象、時期、観点、調査手法や留意事項を新たに定めた。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付に係るフォローアップ支援の体制整備等の状況について

(令和5年度決算検査報告232ページ参照)

1 本院が表示した意見

厚生労働省は、都道府県の社会福祉協議会（以下「都道府県社協」という。）が実施する生活福祉資金貸付事業の貸付原資等として補助金を交付する都道府県に対して、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金を交付している。そして、同省は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付（以下「コロナ特例貸付」という。）を都道府県社協に実施させている。都道府県社協は、長期にわたる償還期間の債権管理等に係る事務の実施に当たり、「生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の会計処理について」に基づき、令和5年度以降に必要な費用として見込まれる額を一括して4年度末に積み立てることとなっており（以下、積み立てた額を「債権管理積立額」という。）、コロナ特例貸付の財源は、通常の貸付け（以下「通常貸付」という。）とは異なる財源であることなどから適切に管理する必要があるとされている。同省は、生活保護制度において保護を受けている者（以下「生活保護受給者」という。）は既に最低限度の生活が保障されていることから、コロナ特例貸付の貸付けに際しての要件として、生活保護を現に受けることができず、生活費を賄うことができないことなどを定めている。また、同省は、都道府県社協等に対して、「緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援について」等を発出し、償還免除者及び滞納者に対して、可能な限り訪問等のアウトリーチによる積極的なフォローアップ支援（以下「フォローアップ支援」という。）を実施すること、フォローアップ支援の実施に当たっては、都道府県社協の主導により、都道府県社協と市町村（特別区を含む。）の社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）との役割の整理を行うことなどの検討を行い、市町村社協等の関係機関との連携体制づくりを行うことなどを定めている。

しかし、都道府県社協において、フォローアップ支援の実施体制が整備されておらず、フォローアップ支援が十分に実施されていない事態、債権管理積立額の状況等を確認し、検証するなどの体制が整備されておらず、債権管理積立額が適切に管理されていない事態、及び借入申込者等が生活保護受給者かどうかについての確認体制が整備されておらず、貸付対象とならない生活保護受給者に貸付けが行われていた事態が見受けられた。そして、同省は、これらの事態に係る本院の指摘を受けて、コロナ特例貸付について、貸付対象とならない生活保護受給者に対する事後確認を行う体制を整備することとして、6年9月に都道府県等及び都道府県を通じて都道府県社協に対して、事後確認等を実施する旨の事務連絡を発出し、その方法を明示するなどして事後確認等を行える体制を整備させるとともに、コロナ特例貸付に係る収入について福祉事務所への未申告等が判明した場合には、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づき適切に対応するための具体的な対応方針を周知した。

したがって、上記の貸付対象とならない生活保護受給者に対する事後確認を行う体制の整備等に加えて、今後、フォローアップ支援、債権管理積立額の管理等が適切に行われるよう、厚生労働大臣に対して同年10月に、会計検査院法第36条の規定により次のとおり意見を表示した。

ア 都道府県社協に対して、都道府県社協と市町村社協等との役割や役割に応じた実施方法を整理し、明確にして、委託等によりフォローアップ支援を実施する場合には、役割に応じた実施方法を委託契約書、仕様書等に明示するよう指導すること

イ 都道府県社協が適切にフォローアップ支援等の事業を実施していくことができるよう、厚生労働省又は都道府県において、適時適切に債権管理積立額の状況等を確認し、検証するなどの体制を整備すること

2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 6年12月に都道府県等に対して事務連絡を発し、都道府県を通じて都道府県社協に対して、フォローアップ支援の実施に当たり、支援の方針等を検討し、各地域の借受人の状況等を踏まえつつ都道府県社協と市町村社協等の関係機関との役割や役割に応じた実施方法を整理し、明確にして、委託等によりフォローアップ支援を実施する場合には、支援の対象者や当該明確にした役割に応じた実施方法等を委託契約書、仕様書等に具体的に記載するよう指導するとともに、役割に応じた実施方法等を記載した委託契約書等の例を示した。

イ 7年3月に都道府県に対して通知を発し、都道府県社協が適切にフォローアップ支援等の事業を実施していくことができるよう、都道府県社協に、コロナ特例貸付と通常貸付の経理を明確に区分させた上で、7年度以降毎年度、都道府県に対して債権管理積立額の残高等を報告させることとするとともに、都道府県において、都道府県社協からの報告について確認し、検証を行った上で厚生労働省に対して報告させることとする体制を整備した。

労働保険の保険料の申告書等の郵送に必要な業務の見直しについて

(令和5年度決算検査報告248ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

厚生労働省は、毎年度、事業主が納付することとなっている労働者災害補償保険及び雇用保険（以下、両保険を合わせて「労働保険」という。）の保険料の納付に係る一連の事務（以下「年度更新」という。）の際に使用する概算保険料申告書及び確定保険料申告書（以下、これらを合わせて「申告書」という。）や記入要領等を事業主に対して郵送しており、郵送するに当たって必要となる申告書の印刷等の業務（以下「本件業務」という。）を会社に請け負わせて実施している。そして、平成16年度の年度更新から、オンラインによる申告書の提出（以下、この提出を「電子申請」という。）を開始しており、令和2年4月1日以降、資本金、出資金等の額が1億円を超える法人等（以下「特定事業主」という。）について、電子申請を義務化している。また、8年度末までに特定事業主以外の事業主（以下「非特定事業主」という。）も含めた全事業主の電子申請の利用率を30%とする目標を掲げて、事業主に対して電子申請を利用するよう促しており、電子申請を行う事業主が増加している。

しかし、同省において、特定事業主について、申告書や記入要領等の郵送の取りやめに関する具体的な検討を行わないまま、郵送を継続している事態、及び電子申請を行った非特定事業主について、郵送を取りやめる事業主の条件等を含めた申告書や記入要領等の郵送の取りやめに関する具体的な検討を行わないまま、郵送を継続している事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省において、電子申請の義務化や利用状況等に応じて、本件業務が経済的

に実施されるよう、電子申請が義務化された特定事業主や電子申請を行った非特定事業主について、申告書や記入要領等の郵送の取りやめに関する具体的な検討を行った上で、それらの郵送の取りやめ及び本件業務の見直しのための計画を策定するよう、厚生労働大臣に対して6年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

(注) 事業主 事業主が労働保険事務組合に労働保険に係る事務の処理を委託している場合は、労働保険事務組合

2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、7年3月までに、申告書や記入要領等の郵送の取りやめに関する具体的な検討を行った上で、次の①及び②について定めた計画を策定する処置を講じていた。

- ① 特定事業主に対して8年度から郵送を取りやめること、また、特定事業主に対する郵送取りやめの影響も踏まえつつ、複数年度連続して電子申請を行った非特定事業主に対して10年度から郵送を取りやめること
- ② ①と併せて、郵送している申告書に記載されていて、事業主が電子申請を行う際に必要となる情報の通知を経済的に実施するなどの本件業務の見直しを行うこと

農林水産省

非常用発電設備が設置された農業水利施設の浸水対策等について

(令和4年度決算検査報告304ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

農林水産省は、ダム、頭首工、ポンプ場等の農業水利施設の整備を自ら事業主体となって実施するほか、都道府県、市町村等が事業主体となって実施する場合に事業の実施に要する経費の一部を補助している。そして、各事業主体は、これらの農業水利施設のうち、商用電源が停電した場合でも機能を維持する必要がある施設には、非常用発電設備を設置している。同省は、平成30年5月に「土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「ポンプ場」」(以下「ポンプ場設計基準」という。)を改定して、ポンプ場の建屋における浸水対策を追加している。これによれば、建屋の設計に当たっては、ハザードマップ等を基に検討を行い、浸水対策を講ずる必要があるとされている。そして、浸水対策の選定に当たっては、想定される浸水の高さ(以下「想定浸水深」という。)等を考慮して、建屋の止水化・耐水化と機器等の高所化・耐水化を適切に組み合わせることとされている。この浸水対策の内容等は、令和元年9月に同省が改定した「電気設備計画設計技術指針(高低圧編)」(以下「電気設備指針」という。)においても同様のものとなっている。そして、非常用発電設備及び非常用発電設備に接続する負荷機器(以下「非常用発電設備等」という。)は、ポンプ場設計基準及び電気設備指針のいずれにおいても、浸水対策の対象となっている。また、同省は、ポンプ場設計基準及び電気設備指針のそれぞれの改定後に行う農業水利施設の新設又は更新に係る設計については、浸水対策を反映させることにしている。さらに、電気設備指針によれば、ダムに設置する非常用発電設備の燃料タンク容量については、燃料の輸送経路等を考慮して決定する必要があるが、一般に72時間以上運転可能な燃料タンク容量を採用している場合が多いとされている。そして、同省は、給油取扱所からの燃料の供給を前提とした所要の運転可能時間を確保する燃料タンク容量とする必要があるとしている。

しかし、ポンプ場設計基準及び電気設備指針の改定前に設計を行っている農業水利施設(以下「旧基準施設」という。)において、非常用発電設備等が想定浸水深より低い位置に設置されているのに浸水対策が実施されていない事態、及びダムにおいて非常用発電設備の燃料タンク容量が所要の運転可能時間を確保するものとなっているか明らかでない事態が見受けられた。

したがって、農林水産大臣に対して5年10月に、会計検査院法第36条の規定により次のとおり改善の処置を要求した。

ア 事業主体が旧基準施設について更新等を行うまでの間の施設の重要度等に応じた浸水対策を実施するための方針（以下「暫定的な浸水対策の実施方針」という。）を検討すること

イ ダムに設置されている非常用発電設備の燃料タンク容量について、現状において所要の運転可能時間を確保するものとなっているか把握した上で、所要の運転可能時間を確保するものとなっていない場合には、ダムの機能を維持することが可能となる燃料タンク容量に見直すなどするよう農政局等に対して指導するとともに、農政局等を通じるなどして都道府県等に対して助言を行うこと

2 当局が講じた処置

本院は、農林水産本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 旧基準施設の立地条件等について6年6月から7年3月までの間に調査を実施した上で、暫定的な浸水対策の実施方針を検討し、旧基準施設の建屋の止水化・耐水化及び機器等の高所化・耐水化を適宜行うことなどを定めた。そして、同年6月に農政局等に対して通知等を発出して、暫定的な浸水対策の実施方針に沿って対策を行うよう指導した。また、同月に都道府県等に対して農政局等から通知を発出するなどして、これについて助言した。

イ 6年5月及び6月に農政局等に対して通知等を発出して、ダムに設置されている非常用発電設備の燃料タンク容量が電気設備指針に基づく所要の運転可能時間を確保するものとなっているか把握し、所要の運転可能時間を確保するものとなっていない場合には、燃料タンク容量を見直すなどするよう、農政局等に対して指導した。さらに、同年6月及び7月に農政局等の担当者に対して説明会を開催して、これらについて周知するとともに、適切に対応するよう指導した。また、同年5月及び6月に都道府県等に対して農政局等から通知を発出するなどして、これらについて助言した。

新市場開拓に向けた水田リノベーション事業等の実施について

（令和5年度決算検査報告290ページ参照）

1 本院が表示した意見及び要求した改善の処置

農林水産省は、令和3、4両年度に、「新市場開拓に向けた水田リノベーション事業」のうち実需者ニーズ対応低コスト生産等支援事業（以下「低コスト生産等支援事業」という。）を実施する都道府県農業再生協議会に対して、農林水産物・食品輸出促進対策事業費補助金を交付している。

「新市場開拓に向けた水田リノベーション事業実施要綱」等によれば、低コスト生産等支援事業は、水田農業を新たな需要拡大が期待される作物の生産等を行う農業へと刷新すべく、実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の取組を支援するなどのものとされている。また、低コスト生産等支援事業において、助成対象とする作物は水田において主食用水稻を作付けせずに、基幹作として作付けされる、新市場開拓向けなどの麦、大豆及び高収益作物、子実用とうもろこし（以下、これらを合わせて「対象畑作物」という。）等とされている。そして、実需者ニーズに応えるための低コスト生産等に取り組む農業者（以下「助成対象者」という。）は対象畑作物ごとに助成対象とする低コスト生産等の取組（以下「対象取組」という。）を三つ以上行うこととされている。同省が作成した「新市場開拓に向けた水田リノベーション事業に係るQ&A」によると、地域農業再生協議会（以下「地域協議会」という。）は、助成対象者の対象取組の実施状況等について確認することとなっていて、確認に当たっては、作業日誌等の根拠書類を確認することや、現場で取組の実施状況等を確認することが想定されるなどとなっている。同省は、5年度から、低コスト生産等支援事業の後継事業として、畑作物産地形成促進事業を実施しており、経営所得安定対策等実施要綱によれ

ば、実需者ニーズに応じるための低コスト生産等の取組を支援することとされている。そして、助成の基本的枠組みや実施手続等について低コスト生産等支援事業とおおむね同様となっている。

しかし、助成対象者が実施した対象取組には、多くの地域協議会が必要な品質や収量を得るために通常行うべき基本的な作業の内容等（以下「基本的内容等」という。）と認識している取組内容等が含まれていて、対象取組が低コスト生産等に対する効果を必ずしも十分に期待できるものとはなっておらず、支援が低コスト生産等のために効率的に行われていない事態、及び地域協議会において対象取組の実施状況等を確認するために必要な根拠書類（以下「実績確認書類」という。）の種類や、実績確認書類、現場等で確認をすべき事項を具体的に定めていなかったことなどから、対象取組の実施状況等が適切に確認されていない事態が見受けられた。

したがって、農林水産大臣に対して6年10月に、次のとおり意見を表示し及び改善の処置を要求した。

ア 対象取組について、低コスト生産等に対する効果が十分に期待できる内容等を検討すること（会計検査院法第36条の規定により意見を表示したもの）

イ 対象取組の実施状況等を適切に確認できるよう、実績確認書類の種類や、実績確認書類、現場等で確認をすべき事項を具体的に定めて、地域協議会等に周知すること（同法第36条の規定により改善の処置を要求したもの）

2 当局が講じた処置

本院は、農林水産本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 対象取組について低コスト生産等に対する効果が十分に期待できる内容等を検討し、その結果を踏まえて、6年12月に経営所得安定対策等実施要綱を改正するとともに、「畑作物産地形成促進事業に係るQ&A」を改訂して、多くの地域協議会が基本的内容等と認識している取組内容を対象取組から除くなどした。

イ 対象取組の実施状況等を適切に確認できるよう、6年12月に実績確認書類の種類や、実績確認書類、現場等で確認をすべき事項を具体的に定めて、7年2月までに「畑作物産地形成促進事業に係るQ&A」等により地域協議会等に周知した。

独立行政法人農林漁業信用基金が行う農業信用基金協会に対する貸付金の規模について

（令和5年度決算検査報告297ページ参照）

1 本院が要求した改善の処置

農林水産省は、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）に対して、出資金及び交付金（以下「出資金等」という。）を交付している。そして、信用基金は、出資金等を財源として、各都道府県に所在する農業信用基金協会（以下「協会」という。）に対して長期の資金を貸し付けている（以下、当該資金を「本件貸付金」といい、本件貸付金の貸付けを「本件貸付け」という。）。協会は、農業者等が農業近代化資金等を融資機関から借り入れるに当たり、その債務等を保証している。同省は、本件貸付金を原資として代位弁済（被保証者が債務不履行に陥った場合に、協会が当該被保証者に代わって債務の弁済を行うことをいう。以下同じ。）が行われることで、協会において新たな保証の引受けに支障が生じないようにしている。また、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）によれば、独立行政法人は、その保有する重要な財産であって主務省令で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなつたと認められる場合には、当該財産（以下「不要財産」という。）を処分しなければならないこととされており、不要財産であって、政府からの出資又は支出に係るものについては、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付することとされている。そして、本院は、本件貸付金及び国の出資金等が適切な規模のものとなるよう、農林水産大臣に対して、平成24年10月に、会計検

査院法第36条の規定により改善の処置を要求した（以下、この要求を「24年処置要求」という。）。

しかし、その後の状況について検査したところ、本件貸付金について、24年処置要求時の状況と比較しても、本件貸付けを行う必要性は低下してきているにもかかわらず、同省において、24年処置要求を受けて本件貸付金の規模を見直した後、その規模が引き続き見直されることなく、必要額を上回る貸付けが信用基金において行われている事態が見受けられた。

したがって、農林水産大臣に対して令和6年9月に、会計検査院法第36条の規定により次のとおり改善の処置を要求した。

ア 本件貸付金が有効に使用されるように各協会の代位弁済の見込みや財務状況を踏まえて本件貸付金の規模を見直し、各協会に真に必要な額の貸付けを信用基金に行わせること

イ アの結果、必要がないと認められる本件貸付金のうち、仮に更なる支援の必要が認められる協会がある場合に当該協会への貸付けに充てるなどしてもなお過大となる本件貸付金について、これに相当する国の出資金等を通則法に基づいて信用基金から国庫に納付させて、本件貸付金及び国の出資金等を適切な規模のものとすること

ウ ア及びイの本件貸付金及び国の出資金等の規模の見直しなどを適時適切に実施する体制を整備すること

2 当局の処置状況

本院は、農林水産本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 本件貸付金の規模の見直しを行い、本件貸付けが各協会に真に必要な額となるようにした。

イ アの結果に基づき、7年1月に、信用基金に対して通知を発して、必要がないと認められる本件貸付金に相当する出資金218億7376万円を信用基金から国庫に納付させることとした。これを受けて、信用基金は、7、8両年度に出資金をそれぞれ109億3688万円ずつ国庫に納付することとする中期計画の変更について、7年3月に農林水産大臣及び財務大臣の認可を受けて、当該計画に基づき、出資金を国庫に納付することとした。

一方、農林水産省は、本件貸付金及び国の出資金等の規模の見直しなどを適時適切に実施する体制の整備について、引き続き検討して、信用基金等と調整の上、適切な処置を講ずることとしている。

鳥獣被害防止総合支援対策における軽減目標の達成状況の把握及び改善計画の作成等について

（令和5年度決算検査報告304ページ参照）

1 本院が要求した改善の処置

農林水産省は、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱等（以下「要綱等」という。）に基づき、事業主体に対して鳥獣被害防止総合対策交付金を交付している。要綱等によれば、鳥獣被害防止総合支援事業等については、計画期間の開始前年度等における対象鳥獣ごとの被害面積、被害金額等の実績値（以下「基準値」という。）等を踏まえた軽減目標（計画期間の最終年度（以下「目標年度」という。）における対象鳥獣ごとの被害面積、被害金額等の目標値）を記入した被害防止計画を市町村が作成することが要件とされており、この軽減目標を事業の目標とすることなどとされている。また、事業主体は、軽減目標の達成状況について、目標年度の翌年度に自ら評価を行い、都道府県知事に報告すること、当該達成状況が低調な場合（基準値、目標値及び目標年度の実績値から算出した達成率が70%未満の場合）^(注)には、改善計画を作成することなどとされている。

しかし、被害面積について被害割合等を考慮せずに実被害面積より大きく算出していたこと、被害金額について実被害量を用いずに実被害金額より少なく算出していたことなどにより軽減目標の達成状況が適切に把握されていない事態、及び各市町村の区域内において、その被害金額が被害金額全体の2割以上を占めるシカ又はイノシシ（以下「大きな被害を及ぼしている鳥獣」という。）

について、対象鳥獣ごとにみると軽減目標の達成状況が低調なものがあるにもかかわらず、全ての対象鳥獣に係る各数値をそれぞれ合計して算出した達成率（以下「合算達成率」という。）が70%以上であることなどを理由として改善計画の作成及び次期被害防止計画（以下「次期計画」という。）における取組の強化のいずれも行われていない事態が見受けられた。

したがって、農林水産大臣に対して令和6年10月に、会計検査院法第36条の規定により次のとおり改善の処置を要求した。

ア 事業主体及び市町村に対して実被害面積及び実被害金額の調査及び算出の方法を分かりやすく示すとともに、事業主体、市町村及び都道府県に対して当該調査及び算出が適切なものとなっているか十分に確認するよう指導すること

イ 事業主体及び市町村に対して、合算達成率が70%未満の場合のほか、大きな被害を及ぼしている鳥獣について、対象鳥獣ごとにみると達成率が70%未満の場合には、改善計画の作成又は次期計画における取組の強化を行うよう周知すること

（注） 被害割合 実被害量を鳥獣被害が発生しなかった場合に見込まれる収量で除するなどして算出した割合

2 当局が講じた処置

本院は、農林水産本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 7年4月に「野生鳥獣による農作物の被害状況調査要領」を改正するなどして、被害面積及び被害金額は実被害面積及び実被害金額を用いて算出することを明確にし、これらの算出が適切なものとなっているかを確認するためのチェックリストを同要領に追加することなどにより、事業主体及び市町村に対して実被害面積及び実被害金額の調査及び算出の方法を分かりやすく示すとともに、地方農政局等を通じて事業主体、市町村及び都道府県に対して当該調査及び算出が適切なものとなっているか十分に確認するよう指導した。

イ 7年4月に鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領を改正するなどして、合算達成率が70%未満の場合のほか、大きな被害を及ぼしている鳥獣について、対象鳥獣ごとの達成率が70%未満の場合には、改善計画の作成又は次期計画における取組の強化を行うよう地方農政局等を通じて事業主体及び市町村に対して周知した。

水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業における漁業所得の算出について

（令和5年度決算検査報告312ページ参照）

1 本院が要求した改善の処置

水産庁は、水産物の安定供給の確保等の実現を図るなどのために、特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構（以下「機構」という。）に対して漁業経営安定対策事業費補助金を交付して水産業競争力強化基金（以下「基金」という。）を造成させている。機構は、基金を取り崩して助成を行う水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（以下「漁船導入事業」という。）を実施している。漁船導入事業は、「水産関係民間団体事業実施要領の運用について」（以下「運用通知」という。）等に基づき、漁船を取得して中核的漁業者にリースにより貸付けを行う者（以下「事業主体」といい、事業主体から漁船を借り受ける中核的漁業者を「借受者」という。）に対して、事業主体が取得する漁船（以下「貸付対象漁船」という。）の取得費等の2分の1以内の金額を助成するものである。貸付対象漁船の貸付けを希望する者は、漁業所得の目標金額（以下、取組の目標として定められた数値目標を「K P I」という。）等を定め、5年以内にK P Iの達成を目指すこととされている。漁業所得には、個人経営の借受者の場合は貸付対象漁船の漁業以外の用途での使用による収入及び支出を含めないこととされている。そして、運用通知によれば、同庁は、機構等に対して、漁船導入事業の実施に関して必要な指導及び監督を行うこととされている。

しかし、19事業主体の459借受者において漁業所得が適切に算出されておらず、K P I の達成状況が適切に把握されていない事態及びK P I の達成状況等を適切に把握するための指導等が十分に行われていない事態が見受けられた。

したがって、水産庁長官に対して令和6年5月に、会計検査院法第36条の規定により次のとおり改善の処置を要求した。

ア 漁業以外の用途や、個人経営の借受者が漁業所得として取り扱うべき収入及び支出の費目等を運用通知等に具体的に示し、その内容を機構から事業主体等に周知させること

イ 事業主体に貸付対象漁船の使用状況を定期的に確認させるとともに、事業主体に借受者の漁業所得の内容を十分確認させるように機構に対して指導等を行うこと

2 当局が講じた処置

本院は、水産庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、水産庁は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 6年11月に、漁業以外の用途や、個人経営の借受者が漁業所得として取り扱うべき収入及び支出の費目等を具体的に示した基準等を定めた上で、機構に対して事務連絡を発して、同年12月に基準等の内容を機構から事業主体等に周知させた。さらに、7年2月に、機構と共に事業主体等に対する説明会を開催して、基準等の内容について周知徹底を図った。

イ アの事務連絡等により、事業主体に貸付対象漁船の使用状況を少なくとも毎年1回確認させるとともに、事業主体に借受者の漁業所得の内容を十分確認させるように機構に対して指導等を行った。

国土交通省

ICT（情報通信技術）活用工事の積算について

（令和5年度決算検査報告376ページ参照）

1 本院が求めた是正改善の処置

国土交通省は、平成28年4月以降、ICT施工技術を全面的に活用する工事（以下「ICT活用工事」という。）の実施要領及び積算要領を順次策定して、直轄事業に適用している。また、同省は、29年6月に、都道府県等に対して実施要領、積算要領等を参考送付しており、都道府県等は、これらを準用するなどしてICT活用工事に取り組んでいる。実施要領によれば、ICT活用工事においては、原則として、施工プロセスにおける①3次元起工測量、②3次元設計データ作成、③ICT建設機械による施工、④3次元出来形管理等の施工管理、⑤3次元データの納品の各段階において3次元データを活用することとされている。そして、令和2年4月以降に入札契約手続を開始するICT活用工事については、土工等に係る積算要領によれば、空中写真測量（無人航空機等によるもの）、地上型レーザースキャナー、これらに類似するその他の3次元計測技術により3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品（以下、これらを「3次元出来形管理等」という。）を行った場合は、補正係数として、共通仮設費率に1.2、現場管理費率に1.1をそれぞれ乗ずるなどして、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用（以下、これらの費用を「出来形管理等経費」という。）を計上することとされている（以下、共通仮設費率及び現場管理費率を「共通仮設費率等」といい、それぞれ補正係数を乗ずることを「ICT補正」という。）。一方で、従来手法による出来形管理等（以下、これらを「従来型出来形管理等」という。）やICT建設機械の施工履歴データを用いた出来形管理等を行う場合は、ICT補正は行わないこととなっている。また、土木工事標準積算基準書等によれば、施工箇所が複数あり、施工箇所が1km程度を超えて点在する工事（以下「点在型工事」という。）では、共通仮設費率等の補正について、施工箇所ごとに設定することなどとされている。

しかし、ICT活用工事における出来形管理等経費の積算に当たり、従来型出来形管理等や施工

履歴データを用いた出来形管理等を実施することなどとしているのにＩＣＴ補正を行い、又は、点在型工事において3次元出来形管理等を行うこととなっていない施工箇所を含めてＩＣＴ補正を行っていて、工事価格が過大に積算されている事態が見受けられた。

したがって、国土交通大臣に対して6年10月に、会計検査院法第34条の規定により次のとおり是正改善の処置を求めた。

- ア ＩＣＴ補正の対象となる出来形管理手法、工種等を明確にした上で、ＩＣＴ補正を行う対象について十分な理解を得られるよう積算要領等に反映するなどすること
- イ 監督職員、積算担当職員等の関係担当者間でＩＣＴ補正を行うことの要否の確認等が容易となるチェックリスト等を作成すること
- ウ ア及びイの内容を地方整備局等に周知徹底するとともに、地方整備局等を通じて地方公共団体に対しても同様に助言すること

(注) ＩＣＴ建設機械 作業装置先端の3次元座標を建設機械本体に搭載する3次元設計データと比較した結果で作業装置の高さや傾きを自動制御し、又はモニターによりガイダンスする機能を備えた建設機械

2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 6年10月に、従前の実施要領及び積算要領に係る補足情報として、ＩＣＴ補正の対象となる出来形管理手法と工種との関係を明確にした一覧表等を作成した。そして、同月以降、地方整備局等に意見を照会した上で、7年3月に、実施要領及び積算要領において、ＩＣＴ補正を行う対象となる出来形管理手法、工種、点在型工事の取扱いなどを明確に定めるとともに、当該実施要領等に基づき、6年10月に作成した一覧表等を更新した。
- イ 6年10月に、監督職員、積算担当職員及び受注者の関係担当者間でＩＣＴ補正を行うことの要否の確認等が容易となるチェックリスト等を作成して、7年3月にこれらを更新した。
- ウ ア及びイの内容について、6年10月及び7年3月に地方整備局等に事務連絡等を発することにより周知徹底するとともに、7年5月までに地方整備局等を通じて地方公共団体に対しても同様に助言した。

緊急輸送道路にある橋りょうの耐震補強の効率的な実施等について

(令和5年度決算検査報告382ページ参照)

1 本院が表示した意見

国土交通省は、緊急輸送道路については、道路の耐震性が確保されているとともに、地震時においてネットワークとして機能することが重要であるとしており、県庁所在地等の都市間や、空港等の災害発生以降に活動拠点となる施設等（以下「防災拠点」といい、緊急物資等の輸送を確保するために必要な複数の防災拠点の中から特に重要な防災拠点として定めたものを「重要な防災拠点」という。）間をつなぎ、代替性（迂回路や他の交通機関）等の確保に努めることなどとしている

（以下、重要な防災拠点間をつなぐ路線を「重要防災路線」という。）。また、同省は、緊急輸送道路にある橋りょう（以下「緊急道路橋」という。）の耐震補強を実施するに当たり、平成7年兵庫県南部地震と同程度の地震動に対しても落橋等の甚大な被害を防止する耐震性能（以下「落橋等防止性能」という。）の確保を最優先する取組を実施してきた。そして、落橋等防止性能が確保された緊急道路橋については、同地震と同程度の地震動に対しても当該橋りょうの損傷を軽微にとどめて速やかに緊急物資等の輸送路等としての機能を回復することができる耐震性能（以下「機能回復性能」という。）を確保するために耐震補強を進めている（以下、落橋等防止性能又は機能回復性能を確保するに至っておらず、必要な耐震対策が完了していない緊急道路橋を「要対策橋りょう」

という。)。また、国土交通省防災業務計画によれば、災害発生以降における応急工事に関する事項として、応急用資機材を確保するとともに、それらの輸送経路を定めること、地方公共団体が自ら管理する施設等について迅速な応急復旧を実施することなど^(注)とされている。

しかし、事業主体等において、優先して耐震補強を実施する要対策橋りょうの選定に当たり地震時に緊急輸送道路のネットワークとしての機能に及ぼす影響を十分に考慮していない事態、及び要対策橋りょうが地震時に被災した場合の迅速な応急復旧を実施するための体制が十分なものとなっていない事態が見受けられた。

したがって、国土交通大臣に対して令和6年10月に、会計検査院法第36条の規定により次のとおり意見を表示した。

ア 優先して耐震補強を実施する要対策橋りょうの選定に当たり、まずは落橋等防止性能が確保されていない橋りょうを最優先すること、次に重要な防災拠点^(注)を事業主体が定めること並びに重要防災路線及びこのうち迂回路がない路線にある要対策橋りょうを優先することの重要性を事業主体に対して十分に説明すること。また、これらを考慮した優先して耐震補強を実施する要対策橋りょうの選定に係る優先順位等の決定方針を作成して、これを地方整備局等に周知徹底するとともに、地方整備局等を通じて地方公共団体に対しても同様に助言等することにより、事業主体において効率的に耐震補強を実施できるよう検討を促すこと

イ 要対策橋りょうの位置、応急用資材の保管場所の位置等の地震時に必要となる重要な情報に基づき、これらを網羅的に把握するための地図等を作成することなどについて、具体的に示すことにより、地震時に被災した緊急道路橋の迅速な応急復旧や代替路の設定等を実施できるよう、地方整備局等に周知徹底するとともに、地方整備局等を通じて地方公共団体に対しても同様に助言等すること

(注) 応急復旧 被災した橋りょうの場合においては、橋りょうに生じた段差等を解消するために、土のう袋等の仮設資材を応急的に設置して復旧すること

2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 落橋等防止性能が確保されていない橋りょうを最優先すること、次に重要な防災拠点を事業主体が定めて重要防災路線及びこのうち迂回路がない路線にある要対策橋りょうを優先することなどを明確に示した耐震補強を実施する要対策橋りょうの選定に係る優先順位等の決定方針を作成した。そして、6年10月に地方整備局等に対して、事務連絡により、決定方針の内容やその重要性を説明し、決定方針に従って効率的に耐震補強を実施するよう周知徹底するとともに、地方整備局等を通じるなどして地方公共団体に対しても同様に助言等した。さらに、7年3月及び5月に、都道府県に設置されている緊急輸送道路ネットワーク協議会等において、事業主体に対して決定方針の内容やその重要性を説明した。

また、同年3月に地方整備局等に対して事務連絡を発して、事業主体が決定方針を踏まえて重要防災路線等の整備方針を検討するよう促すとともに、緊急輸送道路ネットワーク協議会等を毎年度開催して、その検討結果を報告するよう求めるなどした。

イ 地震時に被災した緊急道路橋の迅速な応急復旧や代替路の設定等を実施できるよう、6年10月に地方整備局等に対して事務連絡を発して、要対策橋りょうの位置、応急用資材の保管場所の位置等の情報を網羅的に把握するための地図等を作成するよう周知徹底するとともに、地方整備局等を通じるなどして地方公共団体に対しても同様に助言等した。

公営住宅における高額所得者等に対する明渡しの促進等の措置の実施について

(令和5年度決算検査報告393ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

国土交通省は、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）等に基づき、公営住宅の建設等の事業を実施する地方公共団体に対して、社会資本整備総合交付金等を交付している。公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することなどにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として整備されている（以下、公営住宅を整備して管理する地方公共団体を「事業主体」という。）。そして、法によれば、国土交通大臣は、公営住宅の管理等に関し、事業主体に対して報告させ、又は、職員を指定して実地検査させることができる^(注1)とされている。公営住宅の入居者は、1か月当たりの収入が公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）等で定める基準（以下「入居収入基準」という。）を超えないことなどの条件を具備する者でなければならないとされている。そして、同省は、高額所得者^(注1)、収入超過者^(注2)及び収入未申告者^(注3)（以下、これらを合わせて「高額所得者等」という。）に対する明渡しの促進等の措置を適切に実施するよう事業主体に周知している。また、同省は、高額所得者等に対する明渡請求等の実施状況等について定期的に調査するとともに（以下、この調査を「実態調査」という。）、明渡請求等が十分に実施されていないと認められる事業主体に対して明渡請求等を適切に実施するよう技術的助言等を行うこととしている。

しかし、事業主体において明渡しの促進等の措置が適切に実施されていないなどの事態、収入未申告者に対する措置の実施状況を実態調査の対象から除外するなどして、同省における実態調査及びその結果に基づく技術的助言等が必ずしも十分なものとなっていない事態が見受けられた。

したがって、国土交通大臣に対して令和6年1月に、会計検査院法第36条の規定により、次のとおり改善の処置を要求した。

ア 事業主体に対して、明渡しの促進等の措置を適切に実施するようより一層の周知徹底を図ること。また、明渡しの促進等の措置を効果的に実施するための手法についても併せて周知すること

イ 明渡しの促進等の措置が十分に実施されていないと認められる事業主体に対して技術的助言等が確実に行われるよう、収入未申告者に対する措置の実施状況を実態調査の対象に戻すこと。また、技術的助言等を行う基準等について改めて検討することとし、その際には、技術的助言等に加えて、法の規定に基づき事業主体から報告させることや実地検査を行うことについて検討すること

(注1) 高額所得者 公営住宅に引き続き5年以上入居していて、1か月当たりの収入が最近2年間連続して公営住宅法施行令で定める基準を超える高額の収入のある入居者

(注2) 収入超過者 公営住宅に引き続き3年以上入居していて、入居収入基準を超える収入がある入居者のうち高額所得者以外の者

(注3) 収入未申告者 事業主体が収入の申告を請求したにもかかわらず、応じなかった入居者

2 当局の処置状況

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 事業主体に対して6年4月に通知を発するとともに、同年6月に開催した事業主体の担当者を対象とする全国会議において当該通知の内容を説明することにより、明渡しの促進等の措置を適切に実施するようより一層の周知徹底を図った。また、明渡しの促進等の措置を効果的に実施するための手法について、高額所得者として認定してから明渡請求を行うまでの期間等を定めることや、他の公的資金による住宅に収入超過者が入居することができるようにあつせんする際の方針を定めることなどを示した資料を上記の通知に添付して事業主体に周知した。

イ 明渡しの促進等の措置が十分に実施されていないと認められる事業主体に対して技術的助言等が確実に行われるよう、5年度以降、収入未申告者に対する措置の実施状況を実態調査の対象に戻

した。

一方、国土交通省は、5、6両年度に実施した実態調査において明渡しの促進等の措置を実施していないなどとしていた30事業主体に対して7年5月から6月までの間にヒアリングを実施しており、今後、当該ヒアリングの結果を踏まえて、技術的助言等を行う基準等を策定することとしている。そして、明渡しの促進等の措置が十分に実施されていないと認められる事業主体に対して、技術的助言等に加えて、法の規定に基づき報告させることや実地検査を行うことを検討することとしている。

公営住宅の除却事業における無断増築物の取扱いについて

(令和5年度決算検査報告401ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

国土交通省は、公営住宅法（昭和26年法律第193号）等に基づき、公営住宅の建設、除却等の事業を実施する地方公共団体に対して、社会資本整備総合交付金等（以下「交付金等」という。）を交付している。そして、公営住宅等整備事業対象要綱等によれば、既設の公営住宅を除却してこれに代わる新たな公営住宅を建設するなどの場合には、公営住宅の除却に係る事業（以下「除却事業」という。）を交付金等の交付対象とすることができるとされている。また、同法によれば、公営住宅の入居者は、公営住宅を整備して管理する地方公共団体（以下「事業主体」という。）の承認を得たときを除き、公営住宅を増築してはならないとされている。そして、同省が作成して事業主体に周知している「公営住宅管理標準条例（案）」によれば、入居者が事業主体の承認を得ずに公営住宅を増築したときは、自己の費用で原状回復等を行わなければならないこととされている（以下、事業主体の承認を得ずに増築された建築物を「無断増築物」という。）。

しかし、32事業主体が実施した公営住宅の除却工事において、事業主体が、無断増築物の除却に係る費用を交付金等の交付対象事業費に含めて、これに係る交付金等の交付を受けている事態が見受けられた。

したがって、国土交通大臣に対して令和6年9月に、会計検査院法第36条の規定により次のとおり改善の処置を要求した。

- ア 事業主体に対して、承認を得ずに公営住宅を増築している入居者を的確に把握して、原状回復等を行うように指導するなどの措置を講ずることにより、公営住宅の管理を適切に行うよう改めて周知徹底を図ること
- イ 事業主体が公営住宅の除却事業の一環として無断増築物の除却を実施する場合であっても、無断増築物の除却に係る費用については原則として交付金等の交付対象とならないことなどを明確化して事業主体に対して周知すること

2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 事業主体に対して7年6月に通知を発するとともに、同月に開催した事業主体の担当者を対象とする全国会議において当該通知の内容を説明し、事業主体が、承認を得ずに公営住宅を増築している入居者を的確に把握して、原状回復等を行うように指導するなどの措置を講ずることにより、公営住宅の管理を適切に行うよう改めて周知徹底を図った。
- イ アの通知等により、事業主体が公営住宅の除却事業の一環として無断増築物の除却を実施する場合であっても、無断増築物の除却に係る費用については交付金等の交付対象とならないことを明確化して事業主体に対して周知した。

福島再生加速化交付金により設置造成等が行われた基金の規模について

(令和5年度決算検査報告458ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

復興庁設置法（平成23年法律第125号）によれば、復興庁は、関係地方公共団体が行う復興事業への国の支援その他関係行政機関が講ずる東日本大震災からの復興のための施策の実施の推進及びこれに関する総合調整に関することなどの事務をつかさどることとされている。福島再生加速化交付金（以下「加速化交付金」という。）の交付を受けて地方公共団体が実施する事業には、事業計画の計画期間が複数年にわたる基金型事業があり、交付対象事業ごとに各省各庁が所管している。そして、復興庁は、毎年度、福島県及び管内市町村等（以下「福島県等」という。）から個々の基金型事業が完了した後の残額（以下「基金残額」という。）等について把握可能な報告書（以下「進捗状況報告」という。）の提出を受けている。また、財務大臣が各省各庁の長宛てに発出した「基金造成費補助金等の活用に関する指針について」によれば、各省各庁の長は、基金の廃止時期が到来する前の時点においても、基金の額が過大であるか否かを不断に確認することなどとされている。

しかし、文部科学省、農林水産省及び国土交通省において、加速化交付金を原資として設置造成又は積み増しをした基金（以下「加速化交付金基金」という。）の保有額が過大となっていないか十分に確認しておらず、5市町村において使用する見込みのない基金残額を保有していて、加速化交付金基金の保有額が過大となっている事態が見受けられた。

したがって、内閣総理大臣、文部科学大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に対して令和6年9月に、会計検査院法第36条の規定により次のとおり改善の処置を要求した。

ア 復興庁において、基金型事業の所管省庁に対して、基金の執行管理が十分に行われるよう、進捗状況報告を提供することなどにより個々の基金型事業の執行状況や基金残額の把握に資する情報を共有するなどした上で、加速化交付金基金の保有額が過大となっていないか確認することなどの必要性について周知するとともに、福島県等に対して、基金残額を流用できる継続事業がないなど使用する見込みがない場合には、基金型事業の所管省庁との間で使用見込みのない基金残額の国庫への返還手続を進めることについて改めて周知すること

イ 使用見込みのない基金残額に係る基金型事業の所管省において、5市町村に対して、使用見込みのない基金残額を国庫へ返還するように指示するなどすること

2 当局が講じた処置

本院は、復興庁本庁、文部科学本省、農林水産本省及び国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、復興庁、文部科学省、農林水産省及び国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 復興庁は、7年6月までに基金型事業の所管省庁に対して、進捗状況報告を提供することにより個々の基金型事業の執行状況や基金残額の把握に資する情報を共有するなどした上で、事務連絡を発するなどして加速化交付金基金の保有額が過大となっていないか確認することなどの必要性について周知した。また、6年9月に福島県等に対して事務連絡を発して、基金残額を流用できる継続事業がないなど使用する見込みがない場合には、基金型事業の所管省庁との間で使用見込みのない基金残額の国庫への返還手続を進めることについて改めて周知した。

イ 使用見込みのない基金残額に係る基金型事業の所管省は、7年5月までに5市町村から使用見込みのない基金残額を国庫へ返還させることなどにより、基金の規模を適切なものとした（表参照）。

表 省別の基金残額の国庫への返還等の状況

(単位：千円)

省名	基金残額 (令和4年度末時点)	国庫へ返還したもの	継続事業で新たに事業計画 の変更が生じたことから流 用したもの
文部科学省	81,520	81,520	—
農林水産省	722,171	517,580	204,591
国土交通省	1,297,766	533,822	763,944
計	2,101,457	1,132,922	968,535

経済産業省、独立行政法人中小企業基盤整備機構

サービス等生産性向上ＩＴ導入支援事業の実施状況について

(令和5年度決算検査報告335、494ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置並びに要求した改善の処置及び表示した意見

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）は、国から交付された運営費交付金等によりサービス等生産性向上ＩＴ導入支援事業（以下「ＩＴ導入支援事業」という。）を実施している。ＩＴ導入支援事業は、その管理、運営等の業務（以下「事務局業務」という。）を行う補助事業者が法人内に設置する事務局を通じて、生産性向上に資するＩＴツールを導入する中小企業・小規模事業者等（以下「事業主体」という。）に対して、これに要する経費の一部を補助するサービス等生産性向上ＩＴ導入支援事業費補助金（以下「ＩＴ導入補助金」という。）を交付するものである。そして、一般社団法人サービスデザイン推進協議会（以下「サ推協」という。）は令和5年7月以前に交付申請を行った事業主体に対する事務局業務を、凸版印刷株式会社（5年10月1日以降はＴＯＰＰＡＮ株式会社。以下「ＴＯＰＰＡＮ」という。）は同年8月以降に交付申請を行った事業主体に対する事務局業務を、それぞれ補助事業者として担っている。

交付規程等によれば、事務局は、ソフトウェア等をＩＴツールとして、これを取り扱うメーカー、ベンダー等を事業主体の支援を行う責務を担うＩＴ導入支援事業者として、それぞれ審査（以下「登録審査」という。）して登録することとされている。また、ＩＴツールの販売金額に占める事業主体の自己負担額を減額若しくは無償とするような販売方法又は一部の利害関係者に不当な利益が配賦されるような行為（以下、これらの行為等を「実質的還元」という。）があった場合、ＩＴツールを導入日から1年未満で利用しなくなった場合等には、事業主体に対して、交付決定の全部又は一部を取り消すことができることとされている。そして、ＩＴ導入支援事業者等において不適当な行為が行われるなどの疑義が生じ、その調査等を行った結果、ＩＴ導入支援事業者として不適格と判断した場合には、同事業者の登録を取り消し、不正の内容について公表することができるなどとされている。さらに、機構及び事務局は、ＩＴ導入支援事業の適切な遂行を確保するために必要があると判断した場合には、事業主体及びＩＴ導入支援事業者に対して事業に関する報告を求め、又は事業所等に立ち入り、若しくは関係者に質問するなどの調査（以下「立入調査」という。）を行うことができることなどとされている。

また、事業主体において、ＩＴツールの導入日から1年以上経過後、処分制限期間内に、取得価格の単価が50万円以上のＩＴツールのうち事業主体において減価償却資産として取り扱っているもの（以下「処分制限ＩＴツール」という。）を解約した場合には、取得財産の残存簿価相当額に補助率を乗じて得た金額を事務局に納付（以下「残存簿価分納付」という。）すること、ＩＴツールを一部でも解約した場合には事務局に対して辞退届を提出することとされている。さらに、事業主体は、交付申請及び事業実施効果報告（以下「効果報告」という。）に当たり、生産性向上に係る情報（以下「生産性関連情報」という。）により算出された労働生産性を報告することなどとされて

いる。

しかし、ＩＴツールの導入に際して実質的還元等による不正が多数行われているなど適正でない事態、サ推協における各種審査、不正に関与しているＩＴ導入支援事業者に対する立入調査及び登録取消し、不正を行った事業主体に対する交付決定の取消しなどが適切に行われておらず、注意喚起を含む不正防止策が十分に講じられていない事態、サ推協において交付規程に基づく交付決定の取消し、残存簿価分納付及び効果報告の要否判定を適切に行うために必要なＩＴツールの解約状況を正確に把握できていないなどの事態、及び事業主体において生産性関連情報等や労働生産性が適切に報告されておらず、サ推協において生産性関連情報等の確認が十分に行われていないことにより、ＩＴ導入支援事業の効果を正確に把握できていない事態が見受けられた。

したがって、中小企業庁長官及び独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長に対して6年10月に、次のとおり是正の処置を要求し並びに改善の処置を要求し及び意見を表示した。

ア 機構において、サ推協に対して、実質的還元等による不正を行っていた30事業主体から過大に交付されたＩＴ導入補助金を速やかに返還させる手続きを行わせること、また、実質的還元と同様の資金の流れなどが見受けられた67事業主体についての更なる調査等を行わせて、不正が判明した場合には速やかに補助金返還等の措置等及び不正に関与したＩＴ導入支援事業者の登録取消し、公表等を行わせること（会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求したもの）

イ 機構において、サ推協及びＴＯＰＰＡＮに対して、アの30事業主体に係る実質的還元による不正に関与したＩＴ導入支援事業者15者が支援した事業主体（アの処置の対象となる事業主体を除く。）や不正の疑義のあるＩＴ導入支援事業者等を中心に実質的還元等による同種の不正な事態の有無について調査等を行わせて、不正が判明した場合には速やかに補助金返還等の措置等及び不正に関与したＩＴ導入支援事業者等の登録取消し、公表等を行わせること、また、サ推協及びＴＯＰＰＡＮと共に、事業主体における実質的還元を始めとする不正な事態について、事業主体等に対する注意喚起の方法を見直すとともに、今後、登録審査、交付申請に係る審査（以下「採択審査」という。）、事業実績報告に係る検査（以下「確定検査」という。）、立入調査、不正の認定、補助金返還、不正に関与したＩＴ導入支援事業者等の登録取消し、公表等が厳正かつ適時適切に行われるよう具体的な基準、実施方法等を検討して指針等を整備すること（同法第36条の規定により改善の処置を要求したもの）

ウ 機構において、サ推協及びＴＯＰＰＡＮと共に、交付規程等に基づく交付決定の取消しや残存簿価分納付等が適切に行われるよう、ＩＴツールの解約状況を正確に把握する仕組みを整備し、また、ＴＯＰＰＡＮと共に、今後の残存簿価分納付の要否の判定が区々とならないよう、処分制限ＩＴツールの取扱いを見直すこと（同法第36条の規定により改善の処置を要求したもの）

エ 機構において、ＩＴ導入支援事業の効果を正確に把握できるよう、効果報告の方法の見直しを行い、サ推協及びＴＯＰＰＡＮによる生産性関連情報等や労働生産性の確認体制を整備すること（同法第36条の規定により意見を表示したもの）

オ 中小企業庁において、アからエまでの見直しの措置が確実に行われるよう、機構、サ推協及びＴＯＰＰＡＮに対して指導、助言等を行うこと（同法第36条の規定により意見を表示したもの）

2 当局が講じた処置

本院は、中小企業庁、機構本部、サ推協及びＴＯＰＰＡＮにおいて、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、中小企業庁及び機構は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 機構は、サ推協に対して、実質的還元等による不正を行っていた30事業主体が実施した41事業について、6年10月までに、過大に交付されたＩＴ導入補助金を返還させる手続きを行わせた。また、実質的還元と同様の資金の流れなどが見受けられた67事業主体が実施した88事業についての更なる調査等を行わせた結果、サ推協は、7年5月までに、46事業主体が実施した66事業についてＩＴ導入補助金を返還させる手続きを行うとともに、不正に関与したことが新たに判明したＩＴ導入支

援事業者5者の登録取消し及び公表を行った。

イ 機構は、サ推協及びTOPPANに対して、実質的還元等による同種の不正な事態の有無について調査等を行い、不正が判明した場合には速やかに補助金返還等の措置等及び不正に関与したIT導入支援事業者等の登録取消し、公表等を行うよう指示した。そして、サ推協及びTOPPANは、不正に申請等を行うなどして交付を受けた場合のIT導入補助金の自主返還をウェブサイト上で呼びかけるとともに、6年度までにIT導入補助金の交付を受けた全ての事業主体を対象として補助事業の実施に係る不適切な行為の有無に関する調査を行い、また、不正の疑義のある事業主体及びIT導入支援事業者を対象に立入調査を行うなどして、7年5月までに、290事業（アの処置の対象となる事業を除く。）についてIT導入補助金を返還させる手続を行うとともに、同年6月までに、不正に関与したIT導入支援事業者8者（アの処置の対象となるIT導入支援事業者5者を除く。）の登録取消し及び公表を行った。

さらに、機構及びTOPPANは、実質的還元等の不正を防止するための対策として、同年4月までに、ウェブサイト及び公募要領において、実質的還元等の不正について具体例を追加するなどして事業主体等に対する注意喚起の方法を見直した。また、機構及びTOPPANは、審査等を厳正かつ適時適切に行うために、同年6月までに、登録審査の際に、IT導入支援事業者に対して、ITツールの販売実績一覧、機能及び性能に係る詳細説明資料、役務費用についての価格説明資料、ITツールのデモ機等の提出等を求めるとともに、採択審査及び確定検査の際に、事業主体に対して決算書等の追加資料やソフトウェアの導入に係る設定、コンサルティング等の役務に関する実施内容の説明資料等の提出等を求めることなどができるよう、公募要領等を見直した上で審査基準等を整備した。そして、機構、サ推協及びTOPPANは、同年5月までに、立入調査の対象の選定、不正の有無の確認方法、不正の認定、補助金返還、不正に関与したIT導入支援事業者の登録取消し、公表等を厳正かつ適時適切に行うことができるようマニュアル等を整備した。

ウ 機構、サ推協及びTOPPANは、7年6月までに、事業主体がITツールを解約等した場合の報告義務及び手続について、インターネット上の申請用サイト等に説明動画を掲載するなどして周知した上で、効果報告の際等に、全ての事業主体に対して定期的にITツールの継続利用の確認を行うこととするなど、ITツールの解約状況を正確に把握する仕組みを整備した。また、機構及びTOPPANは、6年11月までに、処分制限ITツールに係る残存簿価分納付の要否の判定について、ITツールの販売形態及びカテゴリーに基づいて統一的に判定するように取扱いを見直した。

エ 機構、サ推協及びTOPPANは、7年5月までに、事業主体等に対して、効果報告の方法、注意点を記載した「事業実施効果報告の手引き」を改訂するなどして生産性関連情報等や労働生産性の適切な報告方法を周知した上で、誤りが疑われる場合等には事業主体に決算書等の根拠資料の提出を求めて確認することとするなど、効果報告の方法の見直しを行い、サ推協及びTOPPANによる生産性関連情報等や労働生産性の確認体制を整備した。

オ 中小企業庁は、機構に対して、サ推協及びTOPPANへの指導及び監督が適切に行われるよう指導及び助言を行うとともに、機構と連携し、サ推協及びTOPPANと定期的に実施しているミーティング等において、アからエまでの見直しの措置の進捗について報告を受けるなどした上で、サ推協及びTOPPANに対して指導及び助言を行った。

住宅融資保険勘定における政府出資金の規模について

(令和5年度決算検査報告518ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）等に基づき、住宅融資保険事業を実施しており、同事業の経理について、住宅融資保険勘定を設けて整理している。同事業において、機構は、民間の金融機関との間で住宅融資保険契約を締結して、当該金融機関から住宅ローン債権に係る保険料を受け取っている。また、機構は、平成21年度一般会計補正予算（第1号）による国からの出資金（以下「運用益型出資金」という。）を住宅融資保険勘定において保有し、その運用収益をもって、保険料率引下げの対象となる住宅ローン債権（以下「対象債権」という。）の保険料率を一律に0.20%まで引き下げるための費用（以下「保険料率引下げ費用」という。）を賄うこととしている。そして、機構は、運用益型出資金のうち不要となった額について、平成24年度に国庫に納付し、また、25、26両年度に機構の同一勘定内で保有している保有型出資金に振り替えている（以下、運用益型出資金を保有型出資金に振り替えることを「勘定内振替」、運用益型出資金と保有型出資金を合わせて「運用益型出資金等」という。）。^(注)

しかし、機構において、27年度以降、運用益型出資金の規模の見直しを行っておらず、本院が将来見込まれる運用収益を令和6年度以降の想定運用利回りを用いて保守的に試算したところ、保険料率引下げ費用の累計額等を賄うために必要と認められる額以上の多額の運用益型出資金を保有していることになるなどの事態が見受けられた。

したがって、独立行政法人住宅金融支援機構理事長に対して6年10月に、会計検査院法第36条の規定により次のとおり改善の処置を要求した。

ア 対象債権の残高の減少に伴う保険料率引下げ費用や運用益型出資金等の運用の状況等を踏まえて、運用益型出資金の規模の見直しを行うこと。そして、機構による見直しの結果、必要額を超えて保有していると認められる額については、保有型出資金の増額が必要となる場合には勘定内振替を行うこと、又は国庫への納付を行うこと

イ アの運用益型出資金の規模の見直しなどを適時適切に実施する体制を整備すること

(注) 保有型出資金 通常予測される範囲を超えるリスクに対して、出資金そのものを充てることにより対応することを目的とする出資金

2 当局の処置状況

本院は、機構本店において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、機構は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 住宅融資保険事業を確実に実施するには必要な運用収益を確実に確保することが必要であるとして、6年11月及び7年6月に、運用益型出資金等のうち、その時点で運用利回りが確定したものに係る満期日までの運用収益の総額（以下「運用収益の確定額」という。）と、全ての対象債権の完済が見込まれるまでの保険料率引下げ費用の総額（以下「保険料率引下げ費用の総額」という。）を比較することにより、運用益型出資金の規模の検証を行い、8年度に運用収益の確定額が保険料率引下げ費用の総額を上回る見込みであるとした。

イ 6年11月に、毎年度半期ごとに運用益型出資金の規模の検証を行い、その結果を踏まえた規模の見直しなどを適時適切に実施する体制を整備した。

一方、機構は、引き続き、イの体制により、運用益型出資金の規模の検証を行い、運用収益の確定額が保険料率引下げ費用の総額を上回った場合には、必要額を超えて保有していると認められる額について勘定内振替又は国庫への納付を行うこととしている。